

議第 1 1 7 号

呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例の制定について

呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例

呉市川尻福祉センターふれあい条例（平成 1 6 年呉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第 7 条 規則で定めるセンターの施設を使用しようとする者は、1 日につき <u>1 2 2, 4 0 0 円</u> の範囲内において規則で定める額の使用料を市長に前納しなければならない。 2・3 略	(使用料) 第 7 条 規則で定めるセンターの施設を使用しようとする者は、1 日につき <u>1 4 5, 2 6 0 円</u> の範囲内において規則で定める額の使用料を市長に前納しなければならない。 2・3 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

川尻福祉センターふれあいの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。